

## ルール5:垣又はさくの構造の制限

### ルールの内容

垣・さくは、以下の構造とする。  
(門柱、門扉、門そでは除く。)

- ①生垣や植栽を中心とした素材でつくられたもの
- ②宅地地盤面からの高さが0.8m以下の基礎の上に  
フェンス等の素材で造られたもので、宅地地盤面か  
らの高さが1.6m以下のもの



対象：全域

### ルールの目的

地震によるブロック塀の転倒・倒壊のリスクの低減を図るものです。



←熊本地震における  
ブロック塀の倒壊

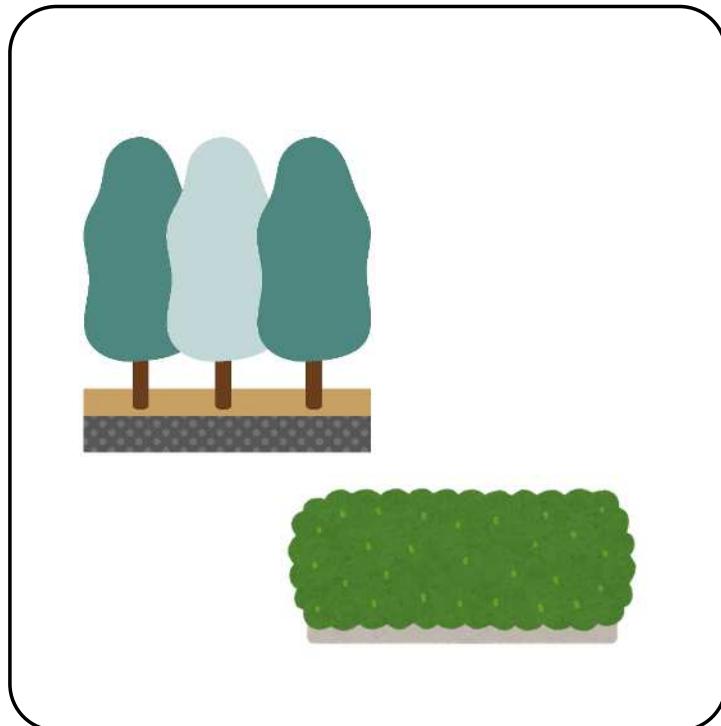


(注) 地区計画が定められた後に新設や建て替えを行うものが対象です。

## ルール5:垣又はさくの構造の制限

### 垣又はさくのイメージ

#### 生垣や植栽

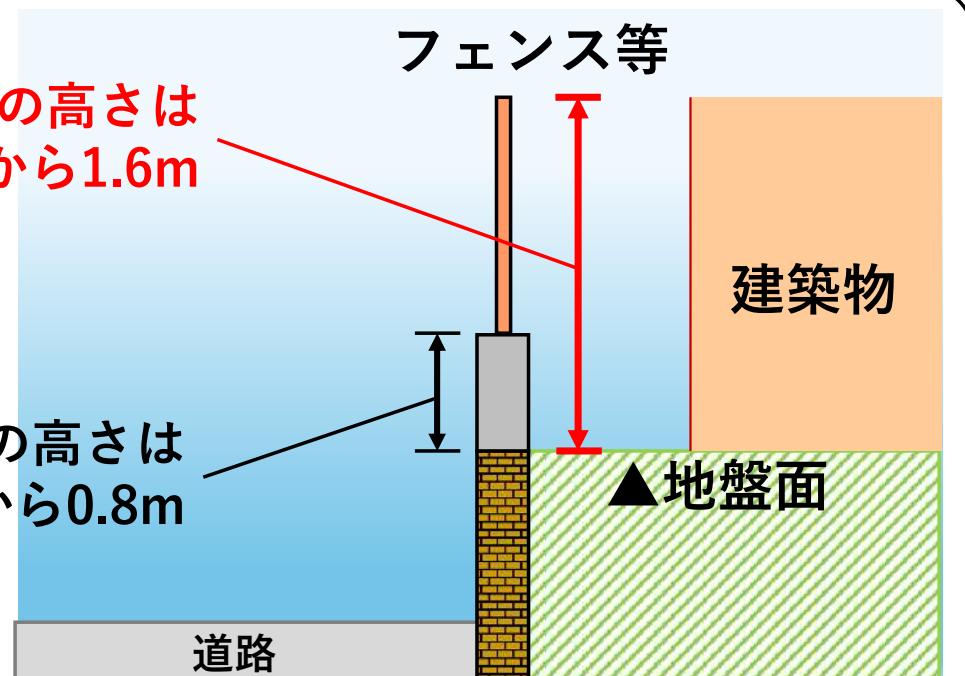


#### フェンス等

垣・さくの高さは  
宅地地盤面から1.6m

基礎の高さは  
宅地地盤面から0.8m

#### フェンス等



※フェンスの透過性については制限はありません。